

# 農業だより

新庄市農林課

☎0233-29-5835

Fax.0233-22-0989

## 経営安定に向け、需要に応じた米生産に取り組みましょう

主食用米の需要は毎年減少しており、需要に応じた米の生産により米の価格の安定を図る必要があります。令和4年産は、全国的に大規模な作付転換が行われ、主食用米の需給は安定の兆しを見せていますが、民間在庫量や需要減少の見通しから、令和5年産米の生産量については、令和4年度と同水準の作付が必要とされています。

山形県から示された新庄市の令和5年産米の生産の目安は15,432トン(2,674ha)で、令和4年産と同程度の作付転換を維持する必要があります。

需要に応じた米生産の目安を達成するため、水田活用の直接支払交付金やコメ新市場開拓等促進事業を活用して加工用米などの取り組みを継続・拡大するとともに、畑作物関連事業を活用してこれから需要が期待される大豆や収益性の高い野菜などへの転換に取り組みましょう。

## 水田活用の直接支払交付金

水田で大豆、加工用米、飼料用米等の戦略作物を生産する農業者に対して交付金を直接交付することにより、水田のフル活用を推進し、食料自給率・自給力の向上を図ります。

■対象者 販売目的で対象作物を水田で生産(耕作)する販売農家・集落営農

■交付申請 5月～6月を予定

■支援内容

### 1. 戦略作物助成



対象作物	交付単価
麦、大豆	35,000円/10a
飼料作物(播種)	35,000円/10a
飼料作物(播種以外)	10,000円/10a
WCS用稲	80,000円/10a
加工用米	20,000円/10a
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、55,000円～105,000円/10a

※飼料用米の一般品種について、令和5年度については従来と同様です。令和6年度から標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a(5.5～7.5万円/10a)となります。

※交付対象水田の取扱い

- ・たん水設備(畦畔等)や用水路等を有しない農地は交付対象外となります。
- ・5年間(令和4～8年度まで)に一度も水張り(水稻作付け又は1カ月以上の湛水管理)が行われない農地は、令和9年度以降は交付対象水田から除外となる予定です。

### 2. 産地交付金(取組に応じた県への追加配分)

取組内容	配分単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け(基幹作のみ)	20,000円/10a
新市場開拓用米の複数年契約	10,000円/10a

※飼料用米・米粉用米の複数年契約は、廃止となります。

### 3. 産地交付金(県設定)

取組内容	配分単価
加工用米のケイ酸質肥料等散布	コメ新市場開拓等促進事業に申請した農業者を対象:5,000円/10a (コメ新市場開拓等との重複は不可)
新市場開拓用米のケイ酸質肥料等散布	コメ新市場開拓等促進事業に申請し、不採択となった面積を対象:8,000円/10a
飼料用米の低コスト生産の取組(3つ以上)	5,000円/10a

※予定内容のため、農政局との協議や取組状況等により変動があります。

### 4. 産地交付金(市設定・地域振興作物の取組支援)

支援内容は農政局と協議のうえ4月以降に決定します。交付単価は、作付状況に応じた追加配分により11月以降に決定します。

(参考)令和4年度の主な助成内容

支援内容		配分単価
加工用米	複数年(3年以上)契約助成	5,000円/10a
大豆	団地化(1ha以上)支援助成	8,000円/10a
そば	多収栽培(排水対策・追肥・条播)支援助成	5,000円/10a
飼料作物	耕畜連携(資源循環)助成	6,620円/10a
重点振興作物	[野菜]にら、ねぎ、うるい、たらの芽、アスパラガス、きゅうり、トマト、ふきのとう [花き]トルコぎきょう、りんどう	24,470円/10a
振興作物	[野菜]すいか、さといも、なす、にんじん、みつば [花き]啓翁桜、ひまわり、かすみそう、きく、ストック [果樹]おうとう、ラズベリー、シャインマスカット	12,230円/10a

### 5. 都道府県連携型助成

取組内容	支援単価
大豆	10,000円/10a
飼料用とうもろこし	(国5,000円、県5,000円)

※前年度から主食用米を削減し、対象作物の増加面積に応じて支援予定

# コメ新市場開拓等促進事業・畑作物産地形成促進事業 (水田リノベーション事業の名称が変わりました。)

需要拡大が期待される作物を生産する農業へと転換するため、実需者ニーズに応じた価格・品質等に対応するために必要となる低コスト生産等の取組を支援します。

■対象者 水田において対象作物を生産する販売農家・集落営農

■対象作物・支援単価

	対象作物	交付単価	(水田活用の直接支払交付金)
コメ新市場開拓等促進事業	新市場開拓用米	40,000 円/10a	(20,000 円/10a)
	加工用米	30,000 円/10a	(20,000 円/10a)
	米粉用米 (パン・めん専用品種)	90,000 円/10a	(55,000 円～ 105,000 円/10a)
畑作物産地形成促進事業	麦・大豆 (新市場開拓／加工向け)	40,000 円/10a	(35,000 円/10a)
	高収益作物(野菜等) (新市場開拓／加工向け)	(令和6年度に畑地化する場合は 45,000円/10a)	(産地交付金)
	子実用とうもろこし		(35,000 円/10a)

※本事業で支援を受けた水田の面積は、令和5年度の水田活用の直接支払交付金の対象面積から除外されます。

※米粉用米については、パン用の専用品種としてミズホチカラ・笑みたわわ等、めん用の専用品種として亜細亜のかおりふくのこ等がありますが、令和5年産作付け用の種子の確保は困難な状況です。

- 主要要件
- ・農業者又は集出荷事業者等が実需者との販売契約(品目、数量、契約期間等)を締結すること
  - ・品目毎に定める低コスト生産等の取組メニューから3つ以上を行うこと
  - ・取組面積の拡大か新たな取組を実施する必要があります

■採択要件 農業者ごとの採択ではなく、市町村協議会単位で採択を受ける必要があります。

低コスト生産等の取組面積、対象品目の作付拡大面積、主食用米作付削減面積、地域の畑地化・ブロックローテーションの取組状況等がポイント化され、品目・仕向けごとにポイントの高い順から採択されます。

◎要望締切 2月中旬を予定

(JA、集荷事業者に取組面積や販売契約数量等について相談してください)  
申し込み方法等については、別途お知らせします。

# 畑地化促進事業

※新規

水田を畑地化して畑作物の本作化に取り組む農業者に対して、畑地利用への円滑な移行を促し、畑作物の需要に応じた生産を促進することを目的として、生産が安定するまでの一定期間、継続的に支援を行うとともに、畑地化に伴う費用負担等に要する経費を支援します。

■対象者 販売農家、集落営農

- 対象農地
- ・水田活用の直接支払交付金の交付対象水田であること
  - ・前年度において主食用米、戦略作物、産地交付金の交付対象となった作物が作付けられていること
  - ・おおむね団地化された畑地を形成していること

■支援内容

## 1. 畑地化支援・定着促進支援

主食用米の需要が中長期的に減少する中、畑作物の需要に応じた生産を推進するため、水田を畑地化して、高収益作物や畑作物の本作化、定着等に取り組む農業者を5年間、継続的に支援します。

対象作物	畑地化支援	定着促進支援
高収益作物 (野菜、果樹、花き等)	17.5万円/10a	2.0万円(加工・業務用野菜等の場合は3.0万円) / 10a × 5年間(又は一括)
畑作物 (麦、大豆、飼料作物(牧草等)、子実用とうもろこし、そば等)	14.0万円/10a	2.0万円 / 10a × 5年間(又は一括)

※畑地化の取組は、水田活用の直接支払交付金の交付対象水田から除外する取組です。  
(地目の変更を求めるものではありません)

## 2. 土地改良区決済金等支援

令和5年度に土地改良区の地区内において水田を畑地化することにより生じる決済金等の費用について支援(上限25万円/10a)します。

- ①畑地化協力金(畑地化後も土地改良区の地区内の土地として取り扱う場合)
- ②地区除外決済金(畑地化に伴い土地改良区の地区から除外する場合)

- 主要要件
- ・交付が行われてから5年間は販売を目的とした対象作物の作付けを行うこと
  - ・土地所有者や土地改良区など関係者との調整を行うこと

■配分基準 農業者単位で、取組面積等の評価基準に基づき、予算の範囲内で配分されます。

◎要望締切 2月中旬を予定

申し込み方法等については、別途お知らせします。

問合せ先：新庄市農業再生協議会事務局(農林課農政企画室) 0233-29-5835

